

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者
指定障害児通所・入所支援事業者 各位

福岡市保健福祉局障がい福祉課長
福岡市こども未来局こども発達支援課長

令和元年度（平成 31 年度）福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び
福祉・介護職員等特定処遇改善加算の実績報告の提出について（通知）

日頃から福岡市の障がい保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年度（平成 31 年度）に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下、「処遇改善加算等」という）の算定を受けた事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出することとなっています。

つきましては、当該年度の最終の加算の支払月が 5 月となるため、7 月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

提出先が一部変更になっていますので、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 2 年 7 月 31 日（金）（必着）

2 提出書類

- (1) チェックリスト
- (2) 実績報告書【別紙様式 3】
- (3) 指定権者内事業所一覧表【別紙様式 3 添付書類 1】
- (4) 報告対象都道府県内一覧表【別紙様式 3 添付書類 2】
- (5) 都道府県状況一覧表【別紙様式 3 添付書類 3】
- (6) 職員分類の変更特例に係る実績報告【別紙様式 3 添付書類 4】
- (7) 賃金改善所要額の積算資料【集計表 1】

※ 令和元年度に福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定を受けている事業所については、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告書とは別に福祉・介護職員等特定処遇改善加算の実績報告書を作成してください。（令和 2 年度から、実績報告書の様式が統合されます。）

※ (3)～(6) は該当がある場合のみ提出してください。

※ (7) の積算資料については、様式は問いません。

★様式については、福岡市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/hukusikaigogyokuintohenosyogukaizennituite.html#e>

3 留意事項

処遇改善加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであります。加算による収入を下回る場合は要件を満たしていないことになり、差額の返還ではなく全額返還も考えられ

ますので、処遇改善加算等による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。(国保連から「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」が事業所に送付されていますので、そちらを確認してください。)

4 提出先

(1), (2) に該当する事業者については、提出先が変更になっておりますので、ご注意ください。

なお、処遇改善加算等の問い合わせについては、障がい福祉課またはこども発達支援課までお願いします。

- (1) 障害福祉サービスのみを実施している事業者
- (2) 障害福祉サービスと障害児通所支援・入所支援のどちらも実施している事業者
- (3) 障害児通所支援・入所支援のみを実施している事業者

【(1), (2) に該当する事業者】

宛 名：麻生教育サービス株式会社 処遇改善加算（福岡市障がい）

郵便番号：812-0012

住 所：福岡市博多区博多駅中央街8-1 博多郵便局留

【注意事項】

- ※ 当加算の実績報告書に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。
- ※ 封筒には「令和元年度（平成31年度）処遇改善加算実績報告書（障がい）在中」と朱書きで記載してください。
- ※ 郵送物の到着確認への問い合わせには対応できませんので、追送サービスの活用等をお願いします。
- ※ 本加算の届出以外の書類は同送しないでください。
- ※ 当課宛の郵送・持ち込み並びに麻生教育サービス株式会社への持ち込みは受理できませんのでご了承ください。
- ※ 提出書類のコピーを取るなど、問い合わせに対応できるようにしておいてください。

【(3) に該当する事業者】

宛 名：こども未来局 こども発達支援課

郵便番号：810-8620

住 所：福岡市中央区天神1丁目8-1

5 厚労省通知文

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（障障発 0326 第2号平成31年3月26日付厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（障障発 0517 第1号令和元年5月17日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

お問い合わせ

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市保健福祉局障がい福祉課

電話番号：711-4249 担当：樋口，岩佐，紙本

福岡市こども未来局こども発達支援課

電話番号：711-4987 担当：坂田，長谷川，立花